

全L協保安・業務G3第56号
令和3年7月6日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

ガス温水機器等の小売事業者表示制度の一部改正案に対する
意見募集について (お知らせ)

標記につきまして、経済産業省 資源エネルギー庁では、省エネ法に基づくガス温水機器等の小売事業者表示制度の見直しを予定しており、以下のホームページにて、意見公募の募集を行っておりますのでお知らせいたします。

本件は、ガス温水機器等を使用するに際して1年間で支払う目安のエネルギー料金を電気、都市ガス、LPガス等の機器製品ごとに表示するもので、LPガス料金が他のエネルギーに対して高いと誤解を与える可能性があることから、全L協としては、別添の通り反対意見を提出いたしますことも併せてお知らせいたします。

なお、今回の意見募集について、ご意見がある場合は、以下のホームページの意見公募(7月24日0時締切)要領に基づきご提出をいただくとともに、当協会にも写しをご送付くださいますようお願いいたします。

【経産省ホームページ掲載アドレス】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620121021&Mode=0>

【改正の概要】

1. 多段階評価制度(省エネ性能の相対比較)の見直し

ガス・石油・電気温水機器について、東京・大阪の4人世帯を想定した横断的な多段階評価基準(★の点数の付け方)を設定。同じ基準で評価することで、温水機器全体の中での省エネ性能を相対比較。

2. 目安年間エネルギー使用料金の表示

温水機器とも東京・大阪の4人世帯を想定した目安とした年間エネルギー使用料金を表示。

また、地域及び世帯人数に応じた目安年間エネルギー使用料金を算出するためのWebページを作成し、ラベル上に当該WebページのQRコードを掲載。

なお、詳細については、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー一分科会 省エネルギー小委員会小売事業者表示判断基準ワーキンググループ取りまとめ参照ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210326004/20210326004-2.pdf>

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 笠間、陣内、岩田

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課
パブリックコメント担当 宛

「エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置」の一部改正案に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 一般社団法人 全国LPガス協会 保安・業務グループ 笠間英樹
[住所]	〒105-0004 東京都港区新橋1丁目18番6号共栄火災ビル7F
[電話番号]	03-3593-3500
[FAX番号]	03-3593-3700
[電子メールアドレス]	hoangyoumu@japanlpg.or.jp
[御意見]	<p>・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） 告示（案）11-4年間の目安ガス料金の算出内容</p> <p>・ 意見内容</p> <p>【料金単価設定の公平性について】</p> <p>今回の告示改正案の目安ガス料金の算出方法については、ワーキングのとりまとめにおいて単価算出の根拠が示されているが、例えば都市ガスでは最も供給効率のいい大手事業者の料金を目安料金としている。過去の資源エネルギー庁の調査では都市ガス会社間の料金格差は約3倍の開きがあると指摘されている。電力料金についても、格差の大小はあっても基本的には同様の構造である。他方、LPガスの料金表示706円/m³の単価設定について、LPガスは、家庭部門のCO₂排出実態統計調査の結果をもとに算出したとあるが、これは、サンプリング調査の平均値であり、他のエネルギーと同条件での料金比較となっていない。LPガスも企業努力により低価格なLPガス料金を実現し、ホームページ上で公表している事業者もあるので、そのような事業者の料金を基準にLPガスの目安料金を算定する方が公平と考える。</p> <p>【料金表記によるエネルギー選択誘導に繋がることへの懸念】</p> <p>LPガス事業は、災害に強い個別分散型の供給形態や液石法の規制等による高度な保安維持への対応により、供給に係る経費が他のエネルギーに比べて高コストになりやすい特徴がある。しかし、一方で地域密着や消費者に寄り添った様々な付帯サービスの提供等、他エネルギー事業者と比べて優れたパフォーマンスを示している部分もある。</p> <p>そもそも、再生可能エネルギー100%とすることが非現実的であり、省エネ</p>

ルギーをどのようなエネルギーミックスで行うかの議論も定まっていない段階において、省エネラベル表示は、省エネルギー推進に当たり各エネルギーがそれぞれ省エネ効率を高めることを促進するための方策としてあるべきで、各エネルギーに対して本来的に本施策は中立的であるべきである。その意味で、あたかも他のエネルギーへの転換を誘導するような料金表示制度自体に問題があるのではないか。

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会小売事業者表示判断基準ワーキンググループ 取りまとめ参照

<https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210326004/20210326004-2.pdf>

目安料金制度は、異なるエネルギーを目安料金という一つの物差しで測っており、あたかもLPガスが高額なエネルギーとして取り扱われ、結果として最終消費者への誤解または錯誤を招くものとなっていると言わざるをえない。そのような政策を意図的に進めているとの誤解を招くのではないか。